

広島県告示第七七十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地 所 在	面積（㎡）
西本 真麻	尾道市	尾道市向島町岩子島字浜之浦 二〇三五番一	七〇〇	
株式会社今桐ファーム	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字竜王 山一二九七一番二二六ほか一 筆	一、〇四〇	
有限会社援農甲立ファーム	安芸高田市	安芸高田市甲田町上甲立字末 兼六一番一ほか二筆	九、〇五二	
農事組合法人天狗の里	山県郡北広島町	山県郡北広島町田原字押山六 番一ほか一四一筆	一九九、三一 三	
横田 弘平	山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字大坪四 四四五番	一、四三五	
農事組合法人せら富士屋	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字重永字道免 六二八番二ほか七筆	一三、七七七	

二 認可年月日

令和四年十月十二日